【交付書面】
証券コード　7068
2023年８月７日
（電子提供措置の開始日）2023年８月３日

株　主　各　位

東京都文京区湯島三丁目19番11号
フィードフォースグループ株式会社
代表取締役社長　塚 田　　耕 司

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

**　当社ウェブサイト**
**　https://feedforcegroup.jp/ir/**
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「ＩＲ情報」より、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フィードフォースグループ」又は「コード」に当社証券コード「7068」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年８月24日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。
**　また、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付に際しましては、末尾の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内」をご確認ください。**

敬　具

記

1．日　　時　2023年８月25日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　カンファレンスセンター１階　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第18期（2022年６月１日から2023年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第18期（2022年６月１日から2023年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴ 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款15条２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、オンライン会議システムZoomを利用し、インターネット上にてライブ配信（ハイブリッド参加型バーチャル株主総会）を行う予定です。このライブ配信は一般公開で行い、どなたでも視聴することができます。

視聴及び事前質問をご希望される株主様は、本招集ご通知末尾の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内」をご確認いただき、所定の手続きにて事前登録をお済ませの上、ご視聴ください。

ライブ配信及び事前質問に関するご注意事項

◎株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議その他のコメント等を行うことができない旨を予めご了承の上、ご視聴いただけますようお願い申しあげます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、事前の議決権行使をお願いいたします。また、当日ご出席されない株主様で質問をご希望の株主様におかれましては、本招集ご通知末尾に記載の方法により、事前に質問をお送りいただくことができます。

◎当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席付近のみといたしますが、やむを得ずにご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

◎Zoomアプリケーションのインストール方法、接続方法、機能等に関するお問い合わせにつきましては、当社ではお受けできかねますのでご了承ください。

◎当社の通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。

◎ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない等の個別のお問い合わせに対応することはできかねますので予めご了承ください。

◎視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。

◎視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。

◎ライブ配信の映像や音声データを録画・録音並びに公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。

◎今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社のIRサイト（https://feedforcegroup.jp/ir/）に掲載してまいりますので、適宜ご確認いただけますと幸いに存じます。

事　業　報　告

（2022年６月１日から
2023年５月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、経済活動は正常化に向かう動きが見られましたが、原料・エネルギー価格の高騰や円安等の為替動向の懸念等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。

その一方で、当社グループの主要な事業領域である国内インターネット広告市場の2022年の市場規模は、前年比14.3％増の3兆円となり、わずか3年で約1兆円増加しており、総広告費における構成比は43.5％まで拡大し、広告市場全体の成長をけん引しております（出典：株式会社電通「2022年日本の広告費」）。また消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による2021年の調査「令和３年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、国内のBtoC-EC市場の市場規模は前年比7.4％増の20.7兆円と初めて20兆円の大台に乗りました。物販系分野のBtoC-EC市場規模については、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の影響で前年比21.7％増と大幅に拡大しEC利用による消費が定着しつつあることから、2021年においても伸長率は鈍化したものの前年比8.6％増の13.3兆円となり拡大傾向が継続しております。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）が前年比0.7ポイント増の8.8％となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

このような経済状況のもと、当社グループでは、グループ経営の機動性・柔軟性を高め事業拡大を実現する体制を構築するため、前連結会計年度より持株会社体制へ移行いたしました。当連結会計年度においては2022年６月に連結子会社である株式会社フィードフォースのFeedmatic事業を同じく連結子会社であるアナグラム株式会社へ承継させる会社分割を行いました。加えて、今後、IPOを含めた経営戦略の検討を始めたテープス株式会社を2022年12月に連結子会社から持分法適用関連会社へ異動し、グループの経営資源を最大限に活用することを目的として、連結子会社であるシッピーノ株式会社及び株式会社フラクタを完全子会社化する組織再編を行ってまいりました。このような組織体制のもとで、EC事業支援に関連するパートナー企業との事業連携を強化し、新規事業の開発を継続して推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は下表の通りとなりました。
〈連結業績〉

（単位：百万円）

区分	2022年５月期（累計）	2023年５月期（累計）	増減額	増減率（%）
売上高	3,005	3,966	961	32.0
EBITDA	1,137	1,275	138	12.1
営業利益	930	1,029	99	10.7
経常利益	912	1,020	107	11.8
親会社株主に帰属する当期純利益	602	112	△489	△81.3

※EBITDA＝営業利益+減価償却費+のれん償却額（販売費及び一般管理費）

そのなかで、当社グループは「『働く』を豊かにする。」をミッションに掲げ、「プロフェッショナルサービス事業」、「SaaS事業」、「DX事業」の３セグメントにおいて事業を展開しております。

＜セグメント区分について＞

セグメント名	所属サービス、所属カンパニー	詳細
プロフェッショナルサービス事業	「Anagrams」アナグラム㈱ 「DF PLUS」㈱フィードフォース	デジタルマーケティングサービス（広告マーケティング支援、インターネット広告運用代行、データフィード構築運用）
SaaS事業	「EC Booster」㈱フィードフォース 「dfplus.io」㈱フィードフォース 「ソーシャルPLUS」㈱ソーシャルPLUS 「CRM PLUS on LINE」㈱ソーシャルPLUS	サブスクリプション型ツール提供サービス（Googleへの商品掲載・広告運用自動化ツール、データフィード管理ツール、ソーシャルログイン・メッセージ配信ツール）

セグメント名	所属サービス、所属カンパニー	詳細
DX事業	「FRACTA」㈱フラクタ 「Star Tracker」㈱フラクタ 「Shippinno」シッピーノ㈱ 「Omni Hub」㈱フィードフォース 「どこポイ」㈱リワイア	EC事業支援サービス （ブランド戦略設計・EC構築支援サービス、ECの出荷・受注業務自動化ツール、Shopifyアプリ開発）

〈セグメント別業績〉

（単位：百万円）

セグメント名	区分	2022年５月期（累計）	2023年５月期（累計）	増減額	増減率（%）
プロフェッショナルサービス事業	売上高	2,010	2,177	166	8.3
	営業損益	878	1,008	129	14.8
SaaS事業	売上高	733	910	176	24.1
	営業損益	300	367	67	22.3
DX事業	売上高	261	878	617	236.6
	営業損益	△249	△347	△97	―
合計	売上高	3,005	3,966	961	32.0
	営業損益	930	1,029	99	10.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は24百万円で、その主なものはパーソナルコンピューター等オフィス内の器具備品の購入によるものであります。なお、これらの資産は、全社共用資産としているため、セグメントごとの記載はしておりません。また、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

重要なものはございません。

④ 重要な企業再編等の状況

テープス株式会社は、当連結会計年度中において、第三者割当増資を行い、当社の議決権比率が低下したことにより、同社は当社の連結子会社から持分法適用会社となりました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 15 期 (2020年５月期)	第 16 期 (2021年５月期)	第 17 期 (2022年５月期)	第 18 期 (2023年５月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	1,526	2,587	3,005	3,966
経常利益 (百万円)	371	874	912	1,020
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	163	472	602	112
１株当たり当期純利益 (円)	7.37	18.88	23.20	4.34
総資産 (百万円)	5,219	6,467	8,019	7,119
純資産 (百万円)	1,829	2,401	3,148	2,890
１株当たり純資産 (円)	42.50	91.34	114.06	108.01

(注) １．当社は2020年12月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益並びに１株当たり純資産を算定しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 15 期 (2020年５月期)	第 16 期 (2021年５月期)	第 17 期 (2022年５月期)	第 18 期 (2023年５月期) (当事業年度)
営業収益 (百万円)	933	1,083	956	949
経常利益 (百万円)	117	400	487	705
当期純利益 (百万円)	98	273	449	4
１株当たり当期純利益 (円)	4.45	10.93	17.30	0.16
総資産 (百万円)	3,250	7,872	8,758	7,740
純資産 (百万円)	892	5,731	6,240	5,991
１株当たり純資産 (円)	39.63	219.95	235.59	229.48

(注) １．当社は、第17期より持株会社体制へ移行しております。
２．当社は、2020年12月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。第15

期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益並びに１株当たり純資産を算定しております。

3．第18期から、通年で持株会社体制に移行したことに伴い、売上高の表示方法を変更し、「売上高」及び「関係会社受取配当金」を「営業収益」に含めて表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、第17期の計算書類の組替えを行っております。

4．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

⑶ 重要な子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アナグラム株式会社	10百万円	100.00%	コンサルティング事業、広告運用代行事業、マーケティング支援事業
株式会社フィードフォース	10百万円	100.00%	データフィード運用アウトソースサービスの提供、データフィード管理ツール「dfplus.io」、Googleショッピング広告自動運用ツール「EC Booster」、OmOを支援するShopifyアプリ「Omni Hub」等の提供
株式会社ソーシャルPLUS	10百万円	100.00%	ソーシャルログイン＆メッセージ配信ツール「ソーシャルPLUS」及びLINE活用CRM基盤Shopifyアプリ「CRM PLUS on LINE」の開発及び提供
株式会社リワイア	46百万円	97.85%	コマースのデジタル化支援、ポイント機能Shopifyアプリ「どこポイ」の開発提供、ECシステム・関連アプリ開発
FEEDFORCE VIETNAM COMPANY LIMITED	33百万円	95.72%	越境EC支援、越境ECアプリ等の開発
株式会社フラクタ	48百万円	51.25%	ブランド戦略設計・EC構築支援、ブランディングオンラインサービス「Star Tracker」の提供
シッピーノ株式会社	10百万円	100.00%	ECの出荷・受注業務自動化ツール「SHIPPINNO」の開発及び提供

（注）１．テープス株式会社につきましては、2022年12月28日付で第三者割当増資を実施し、持分法適用関連会社となったため、重要な子会社から除外いたしました。
２．2022年12月28日付でシッピーノ株式会社の株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。
３．2023年６月30日付で簡易株式交換により株式会社フラクタの株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

③　連結会計年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	アナグラム株式会社
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目４番４号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	5,757百万円
当社の総資産額	7,740百万円

⑷ 対処すべき課題

当社グループの対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 新規ビジネスの創出と顧客基盤の拡大

当社グループは、創業以来、デジタルマーケティング領域において様々な新規サービスを開発し、新たな収益機会を創造してまいりました。今後も競争優位性を確保し、長期的に成長し続ける組織であるためには、既存サービスの新規機能追加に加え、広告主である企業や広告媒体となるデジタルプラットフォーマー、更にはその先にいるエンドユーザーのニーズの変化を的確に捉え、新たなビジネスやサービスを創出することが極めて重要であると考えております。具体的には、デジタルプラットフォーマーが事業者向けに提供するサービスを中小規模事業者であっても、自社で保有するデータを活用して簡易的かつ効果的に利用できるサービスの開発に注力していく方針であります。当社グループでは、デジタルプラットフォーマーをはじめとした様々な分野のパートナーと連携し顧客基盤の強化を図るとともに、デジタルマーケティング分野におけるデジタルトランスフォーメーションを促進する新規ビジネスの創出に努めることで、将来の収益の柱を育てるべく尽力してまいります。

② グループ会社とのシナジーの最大化と市場の拡大

2023年５月31日現在、当社グループは、当社及び当社の連結子会社７社（㈱フィードフォース、㈱ソーシャルPLUS、アナグラム㈱、㈱リワイア、㈱フラクタ、シッピーノ㈱、FEEDFORCE VIETNAM COMPANY LIMITED）で構成されており、各社が強みを活かしたデジタルマーケティング関連サービス、EC事業者向けShopify構築支援サービスやEC事業者支援のための各種アプリを提供しております。今後は、グループ全体におけるシナジーの最大化を図り、さらなる市場の拡大を目指してまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループが今後更なる事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に、幅広い分野に精通した優秀なエンジニアの採用は、他社との獲得競争が激しさを増す昨今の状況に鑑みると、継続的な課題と認識しております。これらの課題に対処するために、当社グループは、知名度の向上、研修制度の強化、待遇及び福利厚生の充実を図り、優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じて働くことができる職場環境の整備を進めるとともに、採用活動の柔軟化により適時適切な人材の確保と育成に努めてまいります。

④　認知度の向上

当社グループは、これまで提供サービスの広告宣伝には注力しておらず、機能優位性とデジタルプラットフォーマーとの連携に拠る営業活動を通じて新しいマーケットの創出に取り組んできました。その結果、現在、幅広い業種、企業に当社グループサービスを導入いただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。しかしながら、既存サービスの更なる拡大及び競合企業との差別化を図るためには、当社グループ及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要な課題であると認識しております。当社グループといたしましては、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝による販売促進活動に取り組み、認知度の向上を図ってまいります。

⑤　内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容拡大、継続的に成長するためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社グループといたしましては、更なる内部管理体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、経営の公正性・透明性の確保及び企業価値の最大化に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2023年５月31日現在）

事業区分	サービス	事業内容
プロフェッショナルサービス事業	Ａｎａｇｒａｍｓ	リスティング広告及びデータフィード広告等の広告運用・コンサルティングサービスの提供
	ＤＦ　ＰＬＵＳ	自社商品等のデータを多様な広告媒体に対応するように変換・最適化・配信するデータフィードの提供
ＳａａＳ事業	ＥＣ Ｂｏｏｓｔｅｒ	EC事業者を対象としたインターネット広告の自動出稿ツールの提供
	ｄｆｐｌｕｓ.ｉｏ	セルフサーブ型データフィード統合管理プラットフォームの提供
	ソーシャルPLUS	ソーシャルログイン機能による自社サイトの外部ID連携及びソーシャルメディアマーケティングサービスの提供
ＤＸ事業	ＦＲＡＣＴＡ	ブランド戦略設計、EC構築支援サービスの提供
	Ａｐｐ Ｕｎｉｔｙ	Shopify向けアプリの開発及び企業アライアンス運営並びにECメディア運営
	ＳＨＩＰＰＩＮＮＯ	ECの出荷・受注業務自動化ツールの提供
	Ｒｅｗｉｒｅ	Shopifyを基盤としたサイト構築、データ連携支援

⑹ **企業集団の主要拠点等**（2023年５月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都文京区

② 子会社

アナグラム株式会社	東京都渋谷区
株式会社フィードフォース	東京都文京区
株式会社ソーシャルPLUS	東京都文京区
株式会社リワイア	東京都文京区
FEEDFORCE VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
株式会社フラクタ	東京都渋谷区
シッピーノ株式会社	神奈川県茅ヶ崎市

⑺ **使用人の状況**（2023年５月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルサービス事業	94（15）名	10名増（５名増）
SaaS事業	46（６）名	11名増（２名増）
DX事業	74（５）名	16名減（３名減）
全社（共通）	10（３）名	１名増（２名増）
合計	224（29）名	６名増（６名増）

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト含む）は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
４（１）名	－（１名増）	41.5歳	６年11ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2023年５月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,740 百万円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2023年５月31日現在）

① 発行可能株式総数　78,400,000株

② 発行済株式の総数　25,693,258株

（注１）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は155,200株増加しております。

（注２）2023年２月28日付の自己株式の消却により、発行済株式の総数は621,142株減少しております。

③ 株主数　4,227名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
合同会社理力	8,000千株	31.13%
塚田耕司	7,206	28.04
阿部圭司	1,957	7.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	963	3.74
株式会社マイナビ	870	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	392	1.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	308	1.19
岡田吉弘	280	1.08
宮城満英	214	0.83
西山真吾	214	0.83

⑵ 新株予約権等の状況

① 当連結会計年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

			第６回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日			2021年11月19日	2022年10月21日
新株予約権の数			866個	2,570個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　86,600株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　257,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引き換えに払込は要しない	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 78,100円 （１株当たり 781円）	新株予約権１個当たり 36,100円 （１株当たり 361円）
権利行使期間			2023年12月８日から 2027年５月31日まで	2024年１１月９日から 2026年５月31日まで
行使の条件			（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　55個 目的となる株式数 5,500株 保有者数　１名	新株予約権の数　50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数　１名
		社外取締役	－	－
	取締役（監査等委員）		－	－

（注）１．第6回新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員並びに社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合には、この限りではない。

（ⅱ）新株予約権の割当を受けた者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（ⅲ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（ⅳ）各本新株予約権の一部行使はできない。

（ⅴ）権利行使時までに、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

２．第７回新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員並びに社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合には、この限りではない。

（ⅱ）新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（ⅲ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（ⅳ）各本新株予約権の一部行使はできない。

（ⅴ）権利行使時までに、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第７回新株予約権
発行決議日		2022年10月21日
新株予約権の数		2,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　260,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　36,100円 （１株当たり 361円）
権利行使期間		2024年11月９日から 2026年５月31日まで
行使の条件		（注）３
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　110個 目的となる株式数　11,000株 交付者数　３名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　2,490個 目的となる株式数　249,000株 交付者数　23名

（注）１．2023年５月31日現在において、退職により、交付時より第７回新株予約権の数が30個減少しております。

２．第７回新株予約権は2022年11月８日に付与しております。

３．第７回新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員並びに社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合には、この限りではない。

（ⅱ）新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（ⅲ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（ⅳ）各本新株予約権の一部行使はできない。

（ⅴ）権利行使時までに、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年５月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚田　耕司	㈱フィードフォース 代表取締役 アナグラム㈱ 取締役 ㈱リワイア取締役
取締役	阿部　圭司	アナグラム㈱ 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	島田　憲和	島田憲和公認会計士事務所　所長
取締役（監査等委員）	浦　勝則	東京丸の内法律事務所 パートナー弁護士 ㈱MCJ 社外取締役 ㈱CAPITA 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	佐藤　康夫	アタラ合同会社 会長

（注）１．取締役島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査等委員島田憲和氏は、島田憲和公認会計士事務所　所長であります。公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．監査等委員浦勝則氏は、東京丸の内法律事務所 パートナー弁護士、㈱MCJ 社外取締役、㈱CAPITA 社外取締役（監査等委員）であります。弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査等委員佐藤康夫氏は、アタラ合同会社 会長であります。デジタルマーケティングやインターネット広告事業における豊富な経験と高い見識を有しております。

５．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、島田憲和氏を常勤の監査等委員として選定しております。

６．当社は、取締役の島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300千円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役に加え、当社管理職従業員を含むものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等が補填されることになります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

⑤ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年２月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬額等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当社取締役会は当事業年度の取締役の個人別の報酬額は以下決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

ａ．基本報酬の額又はその算定方法

個人別の基本報酬は、職責に応じて同業他社や同規模企業の水準及び当社グループの従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

ｂ．業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法

個人別の業績連動報酬等は、導入しておりません。

ｃ．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法

個人別の非金銭報酬等は、基本報酬とは別枠で、株式報酬（ストック・オプション

又は譲渡制限付株式）を定期的に付与することとし、職責に応じて同業他社や同規模企業の水準及び当社グループの従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

d．基本報酬又は非金銭報酬等の額の個人別の報酬等に対する割合

　個人別の報酬等は、基本報酬と非金銭報酬等により構成し、非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の総額に対する割合は、最大で50%となるよう設計することとしております。

e．報酬等を与える時期又は条件

　基本報酬は毎月支給し、非金銭報酬等は毎事業年度9月から5月までの期間内に一度付与することができることとしております。

f．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容の決定方法

　個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長塚田耕司がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

g．報酬等の内容についての決定の方法（f．を除く。）

　個人別の非金銭報酬等の内容は、取締役会で決定するものとしております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	62 （－）	59 （－）	－ （－）	3 （－）	5 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8 （8）	8 （8）	－ （－）	－ （－）	4 （4）
合　　計 （うち社外役員）	71 （8）	67 （8）	－ （－）	3 （－）	9 （4）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2018年８月17日開催の第13期定時株

主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は２名（内、社外取締役は０名）です。また、別枠で、2021年8月25日開催の第16期定時株主総会においてストック・オプション報酬としてフィードフォースグループ㈱第６回新株予約権500個を上限として付与する旨及び2022年８月26日開催の第17期定時株主総会においてストック・オプション報酬としてフィードフォースグループ㈱第７回新株予約権50個を上限として付与する旨を決議いただいております。なお、取締役会決議に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）1名に対し、第６回新株予約権55個及び第７回新株予約権50個を付与しております。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年８月17日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は３名です。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ．社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役（監査等委員）島田憲和氏は、当社との間には特別な関係はございません。
・社外取締役（監査等委員）佐藤爲昭氏は、当社との間には特別な関係はございません。
・社外取締役（監査等委員）浦勝則氏は、東京丸の内法律事務所パートナー弁護士及び㈱ＭＣＪ社外取締役及び㈱CAPITA社外取締役（監査等委員）であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
・社外取締役（監査等委員）佐藤康夫氏は、アタラ合同会社会長であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)　島田憲和	2022年８月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)　佐藤爲昭	当事業年度に取締役監査等委員就任期間中に開催された取締役会３回の全てに、また、監査等委員会２回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)　浦　勝則	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法務等に関し、弁護士としての専門的見地に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)　佐藤康夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

３．剰余金配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けておりますが、新規事業の開発のために必要な資金確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。当面は内部留保を充実させ、大きな成長が見込める開発案件や新規事業展開への投資を優先していく方針です。

将来的には、財政状態及び投資機会等との比較衡量の上、株主への還元も検討していくこととしますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

連結貸借対照表

(2023年５月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,248**	**流動負債**	**2,541**
現金及び預金	2,596	買掛金	1,637
売掛金	1,546	1年内返済予定の長期借入金	270
前渡金	765	未払法人税等	312
その他	347	賞与引当金	72
貸倒引当金	△7	その他	249
固定資産	**1,870**	**固定負債**	**1,686**
有形固定資産	**50**	長期借入金	1,470
建物	27	繰延税金負債	216
その他	23	**負債合計**	**4,228**
無形固定資産	**1,335**	**(純資産の部)**	
のれん	615	**株主資本**	**2,777**
顧客関連資産	720	**資本金**	**30**
投資その他の資産	**484**	**資本剰余金**	**1,514**
投資有価証券	108	**利益剰余金**	**1,232**
繰延税金資産	181	**その他の包括利益累計額**	**△2**
その他	193	**為替換算調整勘定**	**△2**
		新株予約権	**95**
		非支配株主持分	**20**
		純資産合計	**2,890**
資産合計	**7,119**	**負債・純資産合計**	**7,119**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年６月１日から
2023年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**3,966**
売上原価		**1,350**
売上総利益		**2,616**
販売費及び一般管理費		**1,586**
営業利益		**1,029**
営業外収益		
助成金収入	5	
投資事業組合運用益	11	
その他	5	21
営業外費用		
支払利息	17	
持分法による投資損失	10	
支払手数料	1	
その他	1	31
経常利益		**1,020**
特別利益		
持分変動利益	22	
新株予約権戻入益	3	25
特別損失		
減損損失	390	
のれん償却額	190	
投資有価証券評価損	2	
その他	4	587
税金等調整前当期純利益		**458**
法人税、住民税及び事業税	517	
法人税等調整額	△85	432
当期純利益		**26**
非支配株主に帰属する当期純損失		△86
親会社株主に帰属する当期純利益		**112**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年 5 月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,081**	**流動負債**	**279**
現金及び預金	641	1年内返済予定の長期借入金	270
前払費用	4	未払金	0
関係会社短期貸付金	270	未払費用	4
その他	164	未払法人税等	0
固定資産	**6,658**	預り金	0
有形固定資産	**1**	賞与引当金	2
工具器具備品	1	**固定負債**	**1,470**
投資その他の資産	**6,657**	長期借入金	1,470
投資有価証券	105	**負債合計**	**1,749**
関係会社株式	6,411	**(純資産の部)**	
出資金	0	**株主資本**	**5,896**
敷金	102	**資本金**	**30**
繰延税金資産	38	**資本剰余金**	**5,132**
		資本準備金	39
		その他資本剰余金	5,092
		利益剰余金	**733**
		その他利益剰余金	733
		繰越利益剰余金	733
		新株予約権	**95**
		純資産合計	**5,991**
資産合計	**7,740**	**負債・純資産合計**	**7,740**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年６月１日から
2023年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**949**
営業費用		**232**
営業利益		**717**
営業外収益		
受取利息	4	
その他	1	6
営業外費用		
支払利息	16	
支払手数料	1	18
経常利益		**705**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	56	
新株予約権戻入益	3	59
特別損失		
関係会社株式評価損	722	
減損損失	6	729
税引前当期純利益		**35**
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	30	31
当期純利益		**4**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年７月21日

フィードフォースグループ株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
横　浜　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細　野　和　寿
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　山　太　一

監査意見
当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、フィードフォースグループ株式会社の 2022 年 6 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィードフォースグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年７月21日

フィードフォースグループ株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
横　浜　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細　野　和　寿
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　山　太　一

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィードフォースグループ株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制の担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年７月27日

フィードフォースグループ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　島　田　　憲　和　㊞

監 査 等 委 員　浦　　勝　則　㊞

監 査 等 委 員　佐　藤　　康　夫　㊞

（注）常勤監査等委員島田憲和、監査等委員浦勝則及び佐藤康夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

純粋持株会社である当社において、今後の事業展開に機動的に対処するため、現行定款第２条の事業目的の一部変更を行うものであります。

また、当社グループの事業拡大に伴う人員増加に備えた執務スペースの確保及びオフィス集約による業務効率化を図ることを目的として、本店を移転することとし、現行定款第３条の本店所在地を「東京都文京区」から「東京都港区」に変更するものであります。

なお、定款第３条の変更は、本店移転日である2023年９月１日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条 （省略） ２　当会社は、前項のほか、次の事業を営むものとする。 （1）新規事業の企画・開発・運営に関する業務 （新設） （2）前各号に附帯する一切の業務 （本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都文京区に置く。 （新設）	（目的） 第２条 （省略） ２　当会社は、前項のほか、次の事業を営むものとする。 （1）新規事業の企画・開発・運営に関する業務 （2）有価証券の取得、売却、保有及び運用 （3）前各号に附帯する一切の業務 （本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。 （附則） （効力発生） 第２条　第３条（本店の所在地）の変更は、2023年９月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後に、これを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会のあり方及び各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を確認し、検討を行いました。その結果、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	つかだ　こうじ 塚田　耕司 (1968年７月５日)	1992年４月　安田信託銀行㈱（現 みずほ信託銀行㈱）入行 1996年10月　㈱ルートコミュニケーションズ設立 代表取締役就任 2006年３月　当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年２月　アナグラム㈱取締役就任（現任） 2021年6月　㈱フィードフォース　代表取締役就任（現任） 2022年9月　㈱リワイア取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） アナグラム㈱取締役 ㈱フィードフォース代表取締役 ㈱リワイア取締役	15,206,700株
2	あべ　けいじ 阿部　圭司 (1980年１月28日)	2010年４月　アナグラム㈱設立 代表取締役就任（現任） 2020年８月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） アナグラム㈱代表取締役	1,957,200株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．塚田耕司氏及び阿部圭司氏はアナグラム株式会社の取締役であるため、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。

３．代表取締役社長塚田耕司の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社理力が所有する株式数８,000,000株を含めております。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告　2.会社の現況（3）会社役員の状況に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
三ツ石　直史（みついし　なおふみ） (1962年11月16日)	1989年10月　サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1993年3月　公認会計士登録 2021年7月　公認会計士三ツ石直史事務所 所長就任（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士三ツ石直史事務所 所長	－

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．三ツ石直史氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．三ツ石直史氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．三ツ石直史氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、三ツ石直史氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．三ツ石直史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権については、当社における貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、取締役に対する金銭でない報酬等に該当するものとして、ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額を、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とすることにつき併せてご承認をお願いするものであります。ここでいうところの「新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正な価額」の算定につきまして、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年８月17日開催の第13期定時株主総会において、年額２億円以内とする旨ご承認を頂いておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は２名となります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的とするものであります。

２．新株予約権割り当ての対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員

３．本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることのできる新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式250,000株（うち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては10,000株）を上限とする。ただし、本項なお書きの定めにより新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

なお、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普

通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

（2）新株予約権の数

2,500個（うち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては100個）を上限とする。

なお、付与株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、前項（1）に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（3）新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」にそれぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は割当日から２年を経過した日から2027年５月31日（ただし、行使期間の開始日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

（6）新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員並びに社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。

（ⅱ）新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（ⅲ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（ⅳ）各本新株予約権の一部の行使はできない。

（ⅴ）権利行使時までに、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

（7）新株予約権の取得に関する事項

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（ⅱ）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得する。

（ⅲ）新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（8）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（9）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ⅰ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ⅱ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ⅰ）記載の資本金等増加限度額から、上記（ⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（ⅰ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（ⅱ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ⅲ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記（1）に準じて決定する。

（ⅳ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（ⅲ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
（ⅴ）新株予約権を行使することができる期間
　上記（5）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記（5）に定める行使期間の末日までとする。
（ⅵ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　上記（9）に定めるところと同様とする。
（ⅶ）譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
（ⅷ）その他新株予約権の行使の条件
　上記（6）に準じて決定する。
（ⅸ）新株予約権の取得事由及び条件
　上記（7）に定めるところと同様とする。
（ⅹ）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（11）新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め
　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（12）新株予約権に関するその他の事項
　新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会の決議において定める。

4．新株予約権の付与を相当とする理由
　当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1％未満とその希薄化率は軽微であることを勘案し、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。また、本議案は、監査等委員会の審議を受けて取締役会で決定しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告2．会社の現況（3）会社役員の状況に記載のとおりでありますが、本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

以上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内

1．配信日時

2023年８月25日（金曜日）午前10時から（当日午前９時55分からオンライン入場可能）

2．事前登録方法

【事前登録フォーム】https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_ZFX3o6TORDSfHSul6d8gxQ

上記のURLへアクセスいただくか、右記QRコードを読み込み、必要事項をご入力の上ご登録ください。

ご登録完了後に当日の視聴用URLがメールにて届きますので、株主総会当日まで保管ください

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

3．質問方法

下記URLより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認の上、フォームよりお送りください。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容によっては、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

【URL】https://forms.gle/g2kSqVrxALhkAq6z9

【受付期間】2023年８月７日（月曜日）から 同年８月22日（火曜日）午後７時 まで

株主総会会場ご案内図ご案内

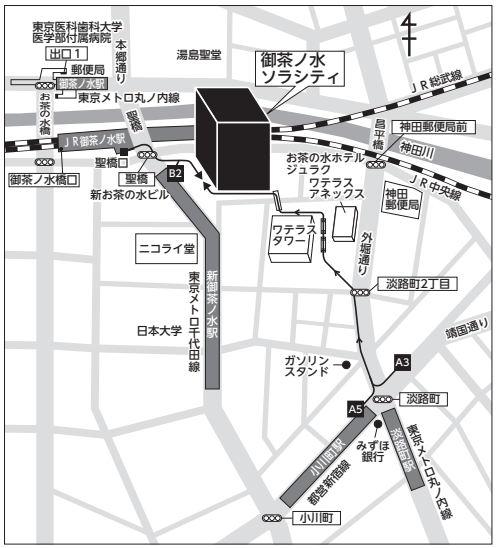

会場　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　カンファレンスセンター１階　Room C

TEL 03−6206−4855

交通　ＪＲ 中央線・総武線「御茶ノ水」駅　聖橋口から　徒歩１分
東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅　Ｂ２出口　直結
東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水」駅　出口１から　徒歩４分
都営地下鉄 新宿線「小川町」駅　Ａ５出口から　徒歩６分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。